

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付
根拠条例・規則等名		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
条 項		第 9 条第 8 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境総務課 (電話：048-829-1325)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市による実態調査等により捕獲等の必要があると認められた場合及び以下の要件が適切であること。</p> <p>(1) 鳥獣の種類及び数量 (2) 有害鳥獣捕獲等の実施期間 (3) 有害鳥獣捕獲等の実施区域 (4) 有害鳥獣捕獲等の方法 (5) 有害鳥獣捕獲等の実施者</p>
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 15 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	14 日間
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 15 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		